

尼崎市総合文化センター耐震化事業に係る基本設計業務 成果物一覧

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
総合文化センター耐震化等整備プラン	1	50	整備プラン比較検討内容（ホール棟及び文化棟の耐震化、特定天井耐震化、外壁改修、庄下川公園の一部改修、ペDESTリアンデッキ延伸整備）
基本設計概要説明書	1	50	設計趣旨、計画概要（総合・構造・設備）、全体配置計画、ゾーニング及び動線計画図、平面構成図（各階）、断面構成図、外観イメージスケッチ等
基本設計図書（計画説明書）	1	1	
〃	1	1	「別表 基本設計図書参考目次」参照。
〃（工事概算書）	1	1	科目の根拠資料含む。
耐震診断業務報告書関係	—	—	尼崎市耐震診断・耐震補強設計業務委託共通仕様書による。
調査・協議書	1	1	
計画・検討書	1	1	
打合せ記録	1	1	
その他必要な資料	1	1	基本設計からの変更可否リスト、DBアドバイザー業務（設計意図伝達、設計監修）仕様書（案）等

※成果品の大きさは以下のものを除き、A4サイズのファイルに綴じること。

- ・基本設計図書（工事費概算書を除く）
（原紙）A3サイズ
（複写）A3サイズ（無線綴じでA4サイズに製本し、背表紙にタイトルを表記する）
- ・その他業務に関する資料
（原紙及び複写）報告書等A4、設計図等A3（Z折りでA4のファイルに綴じること）

※成果品は電子データをディスクに書き込み、提出する。形式はdocx、xlsxとする。

なお、CAD電子データのフォーマットはJWWJ、SXF(P21)及びPDF形式とし、いずれの形式においても同等の出力が可能なるよう、線の太さ等の設定を行うこと。また、pdfファイルのうち工事設計図は、A3原紙で原寸のまま出力したもの（解像度は400dpi）とする。

別表 基本設計図書参考目次

設計の種類	成果図書
建築（総合）	① 計画説明書
	② 仕様概要書
	③ 仕上概要書
	④ 取付備品リスト
	④ 面積表及び求積図
	⑤ 敷地案内図
	⑥ 配置図
	⑦ 平面図（各階）
	⑧ 断面図
	⑨ 立面図
	⑩ 諸室諸元表
	⑪ 工事費概算書
	⑫ 仮設計画概要書
	⑬ 概略工程表
建築（構造）	① 構造計画説明書
	② 構造設計概要書
	③ 耐震補強設計関係図
	④ 工事費概算書
電気設備	① 電気設備計画説明書
	② 電気設備設計概要書
	③ 昇降機設備計画説明書
	④ 昇降機設備設計概要書
	⑤ 工事費概算書
	⑥ 各種技術資料
機械設備	① 給排水衛生設備計画説明書
	② 給排水衛生設備設計概要書
	③ 空調換気設備計画説明書
	④ 空調換気設備設計概要書
	⑤ 工事費概算書
	⑥ 各種技術資料
意匠・設備	建築基準法に基づく計画通知に必要な設計図書一式（重複するものは上記図面と兼ねることができる。）

注)

- 1 各設計図は発注者支援業者及び市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。
- 2 「建築（総合）」とは建築物の意匠に関する設計並びに意匠・構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「建築（構造）」とは建築物の構造に関する設計を、「電気設備」

とは建築物の電気設備に関する設計を、「機械設備」とは建築物の機械設備に関する設計をいう。

- 3 建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果図書は、建築（総合）に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 4 建築（構造）③ 耐震補強設計関係図は、尼崎市耐震診断・耐震補強設計業務委託共通仕様書による。
- 5 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- 6 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

設計著作権に関する特約条項

（著作権の帰属）

第1条 成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第5章に規定する著作者の権利（以下、「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。

（著作物等の利用の許諾）

第2条 受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の各号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。

一 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき2棟ずつ）完成すること。

二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

（著作者人格権の制限）

第3条 受託者は、委託者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

二 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。

3 受託者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

（著作権等の譲渡禁止）

第4条 受託者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受託者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

（著作権の侵害の防止）

第5条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、委託者に対して保証する。

2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。